

那須烏山市立学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画
(令和8年度～令和12年度)

令和8年3月
那須烏山市教育委員会

目 次

- 1 計画の趣旨・現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 頁
- 2 目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 頁
- 3 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 頁
- 4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容・・・・・・・・ 2 頁
- 5 関連する取組、今後のフォローアップについて・・・・ 4 頁

1 計画の趣旨・現状

(1) 計画の趣旨

令和7年6月に、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（令和7年法律第68号。以下「給特法等一部改正法」という。）が公布され、令和8年4月1日（一部の規定については、公布の日又は令和8年1月1日）から施行されることとなった。

これを踏まえ、給特法等一部改正法第1条により、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」（昭和46年法律第77号。以下「給特法」という。）第8条第1項が新設され、教育委員会は、文部科学大臣が給特法第7条に基づき定める指針に即して、業務量管理・健康確保措置実施計画を定めることとされた。

本市では、令和3年3月に、所管に属する学校の教育職員の在校等時間の上限に関する方針として、「那須烏山市立学校の教育職員の業務量の適切な管理に関する措置等を定める規則」（令和3年教育委員会規則第6号。以下「規則」という。）を定め、取組を進めてきたが、国の動向を踏まえ、より一層教育職員の勤務状況を改善し、健康な状態で、自らも学ぶ時間を確保しながら、専門性を最大限に発揮して、生き生きと子どもたちへの教育に邁進できるようにすることが求められている。このため、教育職員の働きやすさと働きがいとを両立し、全ての子どもたちの更なる成長に繋げていくため、本計画を策定する。

なお、本計画は、給特法第2条第2項に規定する教育職員全てを対象とするものとする。

(2) 本市の現状

本市では、令和3年3月に定めた規則に基づき、教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。こうした取組の結果、本市における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和7年度（令和7年4月から令和8年2月まで）は以下のとおりであった。

【令和7年度時間外在校等時間の状況】

	年平均	月45時間を上回る割合	月80時間を上回る割合
小学校	月36時間55分	29.8%	0%
中学校	月42時間29分	51.1%	0%

2 目標

本計画において達成を目指す目標は以下のとおり。

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ・1年間における1箇月の時間外在校等時間の平均が45時間を超える教育職員の割合を0%にする。
- ・1年間における1箇月の時間外在校等時間の平均を30時間程度にする。

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

- ・ストレスチェックの実施率を100%にする。
- ・ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を5%まで減少させる。

3 計画の期間

令和8年度から令和12年度までとする。

4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本市では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

(1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

ア 学校以外が担うべき業務

◇登下校時の通学路における日常的な見守り活動等（「3分類」①関係）

- ・地域の実情を踏まえ、保護者や地域住民による見守り活動を推進する。

◇学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）（「3分類」③関係）

- ・学校徴収金について、公会計化すべき徴収金の対象範囲や徴収業務の手順や方法等を検討する。

イ 教師以外が積極的に参画すべき業務

◇調査・統計等への回答（「3分類」⑥関係）

- ・校務支援システムの機能を活用し、市から学校に発出される調査・統計等への回答に係る事務負担を軽減する。

◇学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理（「3分類」⑦関係）

- ・ICT支援員を活用し、作成・管理に係る事務負担を軽減する。

◇ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理（「3分類」⑧関係）

- ・学校事務職員と教育委員会が連携し、業者等による対応を行っていく。

◇学校プールや体育館等の施設・設備の管理（「3分類」⑧関係）

- ・公営プールの活用を進めることにより、学校プールの管理業務の負担を軽減する。

◇部活動（「3分類」⑬関係）

- ・スポーツ庁が別に定めるところにより、部活動の地域展開を推進する。

ウ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

◇授業準備、学習評価や成績処理（「3分類」⑮⑯関係）

- ・授業準備や採点作業等を補助する教員業務支援員を効果的に配置する。
- ・校務支援システムの機能や自動採点技術等を活用することによって、授業準備、採点作業や成績処理等に係る事務負担を軽減する。

◇支援が必要な児童生徒・家庭への対応（「3分類」⑲関係）

- ・教育委員会（すこやか推進担当）・教育支援センター（レインボーハウス）・校内教育支援センターの連携を推進し、学校支援体制を充実させる。

エ その他

◇勤務環境の整備（電話対応DX）

- ・勤務時間外の電話対応については、音声案内を活用するとともに録音機能が付いた電話機の設置の検討を行う。

◇勤務環境の整備（校務DX）

- ・デジタル技術の活用により校務の効率化を推進し、「GIGAスクール構想」の下での校務DXチェックリストに基づいた自己点検の達成状況の向上を図り、教師の事務負担を軽減する。

（２）学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

- ・各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って（小4以上は年間で1086単位時間以上）編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。
- ・当初の狙いが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定等、日課表の工夫を行う。

（３）教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに

に、以下の内容に取り組む。

- ・1箇月時間外在校時間が80時間を超える等、長時間労働による過労が疑われる教育職員やストレスチェックにより高ストレスが認められた教育職員へは、医師による面接指導を行う等必要な取組を実施する。
- ・ストレスチェック実施後の集団分析の結果等も活用して職場環境の改善を推進する。
- ・年次有給休暇について、年間を通した計画的な取得及びまとまった日数の連続取得が出来るよう各学校に対して取得を推進する。

5 今後のフォローアップについて

- (1) 取組の着実な実行を図るため、市内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、市のホームページで公表するとともに、総合教育会議において報告する。
- (2) 時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、本市で導入している出退勤システムで把握し、その他の目標については、本市で導入しているストレスチェックの結果から把握する。